

盛岡広域振興局長告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和7年2月25日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205420	多機能型事業所 朝日田さぷり	紫波郡紫波町日詰字朝日田23番地1	令和7年3月31日